

■千代田区都市計画マスタープラン改定素案 公述における意見概要及び対応の方向性

資料2-2

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
1	1	4 計画改定の視点と進化の方向性	新しい時代に応じた継続的なまちの価値向上のため、具体的な施策・事業を実施していただきたい。（子育て世代、外国人、高齢者などまちに求める質の多様化、ウィズコロナなど新たな環境への対応、民間を巻き込んだ空間づくり、スピード感のある実施）	ご指摘のとおり時代の変化に対応したまちづくりが重要であると認識しております。その観点から、計画改定の視点と進化の方向性（21p）を示しており、それに基づく方針を定めております。都市計画マスタープランは「都市計画に関する基本的な方針」であり、ご指摘のように、今後これを踏まえた、都市計画の見直し、新たな都市づくり施策の推進にむけスピード感をもって対応していけるように努めてまいります。	在住者	麴町・番町地域
2	2	骨格構造 ▼都市骨格軸	大手町～竜閑さくら橋～神田駅周辺へ至る歩行者回遊動線の位置づけを向上させていただきたい。（現行の都市計画マスタープランの「緑豊かで街並みの美しい、憩いの歩行空間を整備する通り」と同様の位置づけ）	神田駅周辺におけるまちの魅力再生・創造拠点の形成と日本橋川沿いの再生、大手町の拠点との回遊性を鑑みて、重要なものと考えております。竜閑さくら橋によってつながる大手町エリアと神田エリアのまちづくりの動向を踏まえながら、環境整備を進めていきたいと考えております。	利害関係者	神田公園地域
3	3	テーマ1	子どもたちを見守り、共に育てる地域コミュニティの形成を望む。	子どもやファミリー層が増加している千代田区では、ご意見のとおり子どもたちを見守り、共に育てていく環境・コミュニティの充実が重要な課題と認識しております。そのうえでまちづくりの視点から、第3章 テーマ1「方針3」（49p）において、コミュニティを醸成する場づくりを定めております。地域コミュニティの形成に関しては、担当する部署にも情報を共有させていただきます。	在住者	飯田橋・富士見地域
4	3	テーマ1	住み・働く環境の近接・一体化について、住宅以外の機能を排除するのではなく、健やかに暮らすための機能を集積するという視点を加えていただきたい。（住む、働く、学ぶという機能の融合、住む場所の身近に、働く・憩う・生活を支える商業の機能を集積し、より利便性の高いまち）	ご指摘のとおり、居住人口が回復した現在、住宅床の量的な回復を重視するまちづくりから転換し、都心で住み、働き、活動する環境を幅広く豊かにしていくことが求められていると認識しております。その観点から、第3章 テーマ1「未来へのまなざし」を、『次世代の魅力ある「都心生活」』とし、それを実現するための方針を定めております。（45～51p）	在住者	飯田橋・富士見地域
5	3	テーマ1	多様なスタイルで住み、働き、居心地のよいまち、多様な人が憩える永続的な場の確保とコミュニティを形成できる施策を実施していただきたい。（子どもたちが安心して遊べる場、子どもを介した大人の交流の場、就業者が憩える空間）	ご意見のとおり、多様な場を充実させることは重要であると認識しております。その観点から、第3章 テーマ1「方針3」（49p）に「持続的・創造的なコミュニティを醸成する場づくり」やテーマ2「方針2」（56p）に「都心生活を豊かにする空間デザイン」などを定めております。また、ご提案いただいたイメージは、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。	在住者	麴町・番町地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
6	3	テーマ2	身近な緑や広場の充実を強く望む。(子どもたちが自然にふれあえたり、ボール遊びなどができる使いやすい場所)	ご意見のように、子どもの遊びの空間を含めた幅広い形で都心生活を豊かにする空間がこれから重要であると認識しており、第3章 テーマ2「方針2・3」(56p・57p)において、空間のデザインや創造的・多面的な空間活用と維持管理について定めております。	在住者	飯田橋・富士見地域
7	3	テーマ4	大きな道路だけでなく細い道路においても、宅急便や訪問医療等のための駐車スペース(パーキングメーターなど)を確保して欲しい。	ご提案については千代田区全体の課題として認識しております。その観点から、第3章 テーマ4「方針4」(78p)において、次世代の交通モードの導入や自動車利用の変化を踏まえ、街区の交通処理のあり方を検討したうえで、道路空間の最適化の検討を進めることを定めております。具体的ご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	神田公園地域
8	3	テーマ4	コロナ感染拡大の防止対策(三密対策)として、歩道や車道を時間制で開放してはどうか。(弁当販売等)	ご提案については千代田区全体の課題として認識しております。その観点から、第3章 テーマ4「方針4」(78p)において、地域の魅力創造に資する活動のため、円滑な交通と安全性の確保を前提に、公共空間としての道路の効果的な活用を進めていくことを定めております。具体的ご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	神田公園地域
9	3	テーマ4	車椅子の方も道路の段差に不自由している。多町近辺など、外は段差で一人で歩けない。須田町の中央道路沿いは歩道の形を変えて便利になっている。	ご指摘のとおり、区内には段差の残る道路が残っており、千代田区全体の課題として認識しております。その観点から、第3章 テーマ4とテーマ5の連携(84p、91p)によって、歩車道の分離や歩道の段差解消、車いすの利用を前提とする広幅員の連続した歩道の確保などを進めていくことを定めております。具体的場所に関する対応については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	神田公園地域
10	3	テーマ5	年齢に関わらずモバイル通信機器を利用するのが当たり前になってきた。Free Wi-Fiを設置してはどうか。区のトピックスが情報をゲットできるようにすることを提案したい。	ご指摘のとおり、モバイル通信機器については年齢を問わず利用されてきていると認識しております。また、区の情報積極的に発信していくことは非常に重要な課題だと認識しております。その観点から、第3章 テーマ5「方針3」(89p)において、都心生活・移動・活動を支える情報や、人と活動をつなげる情報の充実を定めております。また、区内では、現在「CHIYODA Free Wi-Fi」の設置を進めておりますが、より一層情報を取得しやすい環境の充実に向けて、ご意見について担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	神田公園地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
11	3	テーマ5	地元住民が挨拶のできるまちづくり、ふれあいのあるまちづくりが基本である。行政や区議会の議論で、よりよいまちづくりを期待する。	ご指摘のとおり、区全体として、まちの多様なひとが相互に理解し合い、ふれあい、つながることが重要と考えております。その実現に向け、まちづくりの取組みを展開していきます。	在住者	神田公園地域
12	3	テーマ6	防犯・防災への対応について、災害時退避場所や防災拠点の整備、誘導を掲げて欲しい。帰宅困難者だけでなく住民の受入れ施設、企業への協力要請を含めた積極的な取組みについての検討、記載をお願いする。	ご指摘のとおり防犯・防災への対応については、区民・企業・行政が協力して取り組んでいくべきものと認識しております。その観点から、第3章 テーマ6において方針等（97～100p）を定めたくえ、主体別の取組み（101p）についても記載しております。	在住者	飯田橋・富士見地域
13	3	テーマ6	神田警察通り全般を緊急輸送道路に位置づけ、神田駅西側地域の防災性向上、強靱なまちづくりを推進していただきたい。	神田警察通りは、防災性の向上を含め、回遊や街並み形成など、様々な観点から地域の重要な軸になると考えております。第3章 テーマ6「方針図」（99p）においてお示ししているのとおり、ご指摘の神田駅西側のエリアについては、同方針図において「特に建物倒壊危険度の改善を図るエリア」として位置づけており、本郷通りより西側の区間（一部）については「一般緊急輸送道路」に指定され、沿道の耐震化を図っていくこととなっております。これらを踏まえて、建物更新とエリアの防災を支える拠点整備を進めていくことを第4章 神田公園地域「継承と進化の方向性」（159p）で示しており、これに基づき指定済みの緊急輸送道路沿道のまちづくりと連携して、地域の防災性向上、強靱なまちづくりを進めていくことを地区別方針として定めております。	利害関係者	神田公園地域
14	4	麴町・番町地域	文教地区として高層建築物の制限を堅持すべきである。（就業人口増大に伴う駅の乗降客増大は通学に重大な危険、繁華街化が進むことによる教育環境、住環境へ重大な悪影響）	現行の都市計画マスタープランから引き続き、第4章 麴町・番町地域「地区別方針①」（125p）では、文教地区としての落ち着いたたたずまいを活かしていく方針を定めております。個別具体の開発については、第2章（28p）、第2章（30p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。	利害関係者	麴町・番町地域
15	4	麴町・番町地域	エリア回遊軸（日本テレビ通り）について、「中高層の建物」との制限が外れることで、どのようにも理解されてしまうことを危惧している。（高層建築に伴う滞留空間が風吹き荒ぶる広場となる恐れ）	高さに関する記載など、エリア一体で考える方針については、まちのまとまりや都市骨格軸等に基づいて区分した地区ごとに、地区別方針として記載しております。軸別方針はグランドレベルを主体としたまちづくりの方針を定めることとしており、全地域を通して建物の高さには言及しないこととしております。	利害関係者	麴町・番町地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
16	4	麴町・番町地域	区内は一斉帰宅を抑制することが求められていることや、学校の施設開放、公開空地・広場の役割、就業者の対応などを、幅広く地域防災として考えるべきである。	区全体の防災に関する、第3章 テーマ6「方針2」(97p)に定めている災害発生時の教育機関や企業などの協働体制の構築についての方針や、テーマ2とテーマ6の連携として定めている災害時のオープンスペースの方針に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。	利害関係者	麴町・番町地域
17	4	麴町・番町地域	児童・生徒の登下校の「安全」の確保を盛り込んで欲しい。麴町、半蔵門、市ヶ谷の各駅周辺で声かけ、痴漢という行為が度々起こっている。就業人口増大と繁華街化に伴い、安全が脅かされる。	麴町・番町地域の将来像で示す「落ち着いた住環境と業務空間の共存・調和」の中から、児童・生徒が安心して学校に通える環境の維持につなげていきたいと考えております。「痴漢・声掛け」等の懸念については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	利害関係者	麴町・番町地域
18	4	麴町・番町地域	日本テレビ通り沿いでの「再開発促進区」を適用した大規模再開発は認めるべきではない。一番住宅が多い地域であり、文教地区を骨抜きにしていくこととなる。	麴町・番町地域については、改定素案においても、中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えています。そのうえで、地域課題を解決する特殊解として、その枠を超えたものを許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。	利害関係者	麴町・番町地域
19	4	麴町・番町地域	改定素案は日本、東京都、千代田区の位置づけを意識して、区内の各地域特性を考慮してまちづくりを進める観点で策定されており、評価できる。	主旨に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。	利害関係者	麴町・番町地域
20	4	麴町・番町地域	高層化を進めるかどうかは、それぞれの地域の特性により判断されるべきである。(住宅や学校などが多い地域では高層化がビル風などにより環境の悪化をもたらす)	麴町・番町地域については、改定素案においても、中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えています。そのうえで、地域課題を解決する特殊解として、その枠を超えたものを許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。	利害関係者	麴町・番町地域
21	4	麴町・番町地域	市ヶ谷駅における交通結節拠点の強化について、渋谷、新宿、池袋などとは全く異なる発想で「強化」「開発」を考えるべきである。、番町中央通りの記述や「回遊軸」の概念など、繁華街化を志向しているような文言が気になる。	池袋等のような繁華街化を進めていくことを掲げているものではなく、第2章 基本方針1(29p)で示しているとおり、まちの文脈に沿ったまちづくりを基本に検討していくものと考えます。また、エリア回遊軸については、基本方針に基づき「移動」の観点から、駅へのアクセスやまちの歩きやすさ、回遊を楽しむことを念頭においた環境を充実させていくものです。	利害関係者	麴町・番町地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
22	4	麴町・番町地域	軸別方針において中層・中高層の表現が外されている箇所があるが、高層化を明確に否定するために文言を残すべきである。地下鉄駅とのアクセスや広場の確保については、高層化に関わらず、新しいビルには不可欠なもので、利潤追求のための緩和は望ましくない。	高さに関する記載など、エリア一体で考える方針については、まちのまとまりや都市骨格軸等に基づいて区分した地区ごとに、地区別方針として記載しております。軸別方針はグランドレベルを主体としたまちづくりの方針を定めることとしており、全地域を通して建物の高さには言及しないこととしております。 そのうえで、麴町・番町地域については、改定素案においても、中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えています。駅へのアクセスの改善や広場の確保のあり方・手法、容積率等の緩和の要否とその影響などは、客観的なデータも交えて、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えています。	利害関係者	麴町・番町地域
23	4	麴町・番町地域	日本テレビ通りの自動車交通を止めて歩行者の通りとしてはどうか。	麴町・番町地域において、歩行者優先の歩きやすいまちづくりを進めていくためのご意見として受け止めさせていただき、都市計画道路としての位置づけや役割を踏まえて今後のまちづくりの参考とさせていただきます。	利害関係者	麴町・番町地域
24	4	麴町・番町地域	元来の住宅地に超高層ビルや繁華街など過度の賑わいをつくることには無理がある。企業にも社会的な規範、環境保全を考える企業としての社会的責任を考えて欲しい。	麴町・番町地域については、改定素案においても、中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えています。まちの文脈に沿ったまちづくりを基本に考えており、繁華街のような賑わいづくりを進めていくことは意図しておりません。そのうえで、地域課題を解決する特殊解として、その枠を超えたものを許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域住民や事業者、行政で十分に検討し、共通の認識をつくっていくものと考えています。	利害関係者	麴町・番町地域
25	4	麴町・番町地域	番町の庭は地域住民に価値がある憩いの場、イベントの場でぜひ存続して欲しい。	番町の庭は、地域の企業のご協力のもとに成り立っているものです。第5章にお示ししているように、地域の皆さんがまちのビジョンを共有する中で、まちに必要な機能等が明確になり、都心生活を豊かにするまちづくりを進めていくことが必要であると考えています。	利害関係者	麴町・番町地域
26	4	麴町・番町地域	地区計画は、安易に変更されるべきではなく、特定の地権者や事業者の利害によって変更されるようなことがあってはならない。	ご指摘のとおり、地区計画は特定の利害によって定めたり変更したりするものではないと認識しております。第2章「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」(28p)の考え方でお示ししているように、地域の中で次世代のビジョン(目標)を共有しながら、まちづくりの進め方として、地区計画の変更が必要かどうか検討・協議し、法定の手続きに基づき合意形成を図っていくものと認識しています。	利害関係者	麴町・番町地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
27	4	麴町・番町地域	歴史と共に維持してきた地域性を維持する方がまちの価値が保たれる。番町地区の賑わい化と超高層建築には断固反対するべきである。番町地域は、賑わいの場といっても他者の観光よりは、そこに住んでいる住民や働くひとの交流を賑わいとして進めていくべきである。ヒューマンスケールのまち、人間が住んでいて居心地がよいまちが番町にはあっている。千代田区のマスタープランにおいて、住民が穏やかに交流していくこと、超高層を抑制する高さ制限を明記することがより住民に伝わるものになる。	麴町・番町地域については、改定素案においても、中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えています。高さ等具体的な規制内容については、こうした将来像を踏まえ、地域の合意形成を踏まえ、都市計画により具現化していくものと認識をしています。現行の地区計画に基づく街並みの中で、地域課題を解決するため、その枠を超えたものを特殊解として許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えております。	在住者	麴町・番町地域
28	4	麴町・番町地域	住居系でなく「職住一体型」等、多様性を意識して職と住のどちらにも偏らない表現に再考いただきたい。（住宅街としての様相の一方、かつてはブティックや宝石店がある繁華街としての側面を持っていた背景がある。今日のITを支える先駆者が生まれた土地でもある。）	麴町・番町地域は千代田区で最も多くのひとが住んでいる一方、商業地としての歴史を持つ場所があることや商業施設の建物用途別延床面積比率の割合が高いことなどを踏まえ、住居系複合市街地として記載をしております。また、まちの将来像として住環境と業務空間が「共存・調和」することを定めております。これらの観点から、多様なひとがふれあい、つながり、都心生活の豊かさを生み出す環境を充実させていくことを「継承と進化の方向性」（123p）で示し、地区別・軸別の方針を定めております。	在住者	麴町・番町地域
29	4	麴町・番町地域	「駅とまちをつなぎ、歩きやすいみちを広げる歩行環境の充実」について、より一層力を入れ取組んで頂きたい。（通勤通学時に通行量が増える道路の幅員の確保、実現するための都市計画）	ご意見のとおり、番町一帯の地域については、第2章 戦略的先導地域（40p）の位置づけにおいて、落ち着きある住宅地としての街並みを基本としつつ、駅へのアクセスや駅と周辺のまちをつなぐ地上・地下の空間など、多様なひとが歩きやすいまちづくりを展開することとしています。これを受けて駅とまちをつなぎ、歩きやすい道を広げる歩行環境の充実を「継承と進化の方向性」（123p）で示し、日本テレビ通りや大妻通り、番町中央通りのエリア回遊軸と東西・南北方向の主要区画道路における歩行環境の充実の取組みを進めていくことを定めております。	在住者	麴町・番町地域
30	4	麴町・番町地域	住民や就業者などの生活利便性を支える店舗の連続性を確保し、生活利便性の向上を実現していただきたい。（後背地の住宅地を支える生活利便機能の集積）	ファミリー層や子どもの増加、高齢化が同時に進む中、ご指摘のような暮らしを支える生活利便施設の充実が必要であると考えております。そのような観点から、「継承と進化の方向性」（123p）において落ち着きある住宅地の継承と多世代が住み続けられる環境の充実を示しており、それに基づき地区別方針・軸別方針を定めております。	在住者	麴町・番町地域
31	4	麴町・番町地域	六番町偶数番地の実情や地権者、住民の将来への意向が明確な「中層」となる表記を希望する。（地区の「中層、中高層」の表記についてエリアを特徴づける文脈の中で、読点で並列列記するのは妥当でない。混合表記することで、都合のよい解釈を生みかねない）	第4章 麴町・番町地域「地区別方針①」（125p）のエリア全体としては、中層・中高層の街並みが基本であると認識しております。そのうえで、地域の中で、建物の高さを含め、まちのあり方等の共通認識をつくっていくものと考えております。	在住者	麴町・番町地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
32	4	麴町・番町地域	都市計画マスタープランで教育施設を重視した方針が記載されていない。地域に息づく企業の精神、住民の精神をくみ取って街並みができている。不特定多数の人の流入を促すまちづくりは歴史的に受け継がれてきた環境を考える上で、違和感を禁じ得ない。	ご指摘のとおり、地域に受け継がれてきた精神等を考慮したまちづくりは重要であると認識しており、第2章 基本方針1（29p）にお示ししているとおおり、まちの文脈に沿ったまちづくりを基本として考えております。その観点から、麴町・番町地域においては、文教地区としての落ち着きを継承するよう、住宅を中心として、教育施設、商業・業務施設が調和・共存したまちをつくることを方針としております。	在住者	麴町・番町地域
33	4	麴町・番町地域	番町の住宅街としての静けさを守り、高さ制限を緩和しないことが、同地域の価値を高めると考える。海外の大都市のような超高層建築のない集合住宅が集積する住宅地に匹敵する地域として位置付ける方が希少性及び価値が高くなり、多様性に富んだ東京の価値を世界的に高める。	麴町・番町地域については、改定素案においても、中層・中高層の街並みを基本としていくことは共通認識であると考えております。そのうえで、地域課題を解決する特殊解として、その枠を超えたものを許容するかについては、様々なご意見があると認識しており、今後、地域の中での検討を深め、共通の認識をつくっていくものと考えています。	在住者	麴町・番町地域
34	4	麴町・番町地域	都市計画マスタープランは時代とともに変化し続けていくことが健全である。麴町・番町地域は誰かにとってのまちではなく、暮らし、働き、学び、遊ぶすべてのひとにとってボーダレス、エイジレス、ジェンダレスで、多様性のあるまちであるべき。様々なステークホルダがともに考え、思いをくみ取った形で改定して欲しい。	ご意見のとおり、まちづくりの課題の変化や社会変化に対応するために改定（変化）が必要なものと認識しております。また、多様な人がふれあい、つながる交流の充実を図ることを第4章 麴町・番町地域「継承と進化の方向性」（123p）としてお示しし、それに基づき方針を定めており、住み・働き・学び・訪れるひとの多様性が都心生活の豊かさを生み出すと認識しております。	在住者	麴町・番町地域
35	4	飯田橋・富士見地域	飯田橋駅西口・東口周辺の再開発においては地域らしい特徴のある発展を望む。（ファミリー層や多世代のひとが集う憩いの空間、低中層の建物と周辺の高層の建物との調和、安全で住みやすい生活空間）	ご意見のように、地域らしさを活かしたまちづくりを進めていけるように、第2章 基本方針1（29p）において、まちの文脈に沿ったまちづくりを示しております。また、飯田橋・富士見地域においてはご意見いただいた内容や「まちの特徴」（131p）、「継承と進化の方向性」（135p）に掲げている内容を踏まえた方針を定めております。具体のご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	飯田橋・富士見地域
36	4	飯田橋・富士見地域	通勤通学の時間帯に混雑する。交番前の交差点を駅寄りにする、滞留空間を広く確保するなどによって、歩行環境が改善されるのではないかと。	ご指摘のとおり、通勤通学による駅前の混雑については駅西口周辺と東口周辺をつなぎ、高度な都市機能・空間が連担する拠点の形成を進める上で重要な課題と認識しており、第4章 飯田橋・富士見地域「地区別方針①」（137p）において記載をしております。具体のご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	飯田橋・富士見地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
37	4	飯田橋・富士見地域	飯田橋駅東口周辺の一体感のある再開発で、飯田橋の顔となる場所、新たな商業地域、ひとが集い憩いと賑わいのある場となることを望む。(地上・地下の空間、高低差のある地域の特徴を活かした景観と機能)	ご指摘のとおり、駅東口周辺の一体感ある開発、顔となる場所、商業機能、集い、憩い、賑わう空間の創出については、駅西口周辺と東口周辺をつなぎ、安らぎと歴史・文化の趣きある環境を活かした高度な都市機能・空間が連担する拠点の形成を進める際に重要な要素と認識しております。そのうえで、第4章 飯田橋・富士見地域「地区別方針①」(137p)を定めております。具体のご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	飯田橋・富士見地域
38	4	飯田橋・富士見地域	JRの線路周辺と沿線の商業地域には、近傍の情報系の学校等との連携によって、情報インフラを備えた未来志向のまちづくりを望む。(地域内の大学やデジタルインフラ関連の最先端企業との協力、近未来の店舗やオフィス、地下街ができるくらい広い地下空間)	ご指摘のとおり、飯田橋駅周辺には、駅を利用・通過する多くのひと、大学等の立地、豊かな環境などから、次世代のまちづくりを牽引する大きなポテンシャルがあると考えています。その観点から、第4章 飯田橋・富士見地域「継承と進化の方向性」(135p)において、柔軟な働き方、新たな交流、ビジネス創造などを支える機能やICT利用環境を充実させていくことを示しています。具体のご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	飯田橋・富士見地域
39	4	飯田橋・富士見地域	飯田橋駅から東京大神宮、靖国神社の分かりやすい参道整備と周辺商店街の活性化を望む。 (東京大神宮への参道、参拝者のニーズの合った店舗など一体感のあるまちづくり) (飯田橋駅西口駅舎から外濠公園の景観、落ち着いた街並み、早稲田通りから靖国神社への道案内、内濠・千鳥ヶ淵に導く西参道)	ご指摘のとおり、地域の魅力・価値創造を図っていくうえでは、東京大神宮や沿道の商店街、外濠、靖国神社、内濠・北の丸公園との連続性・回遊性を高めていくことが不可欠と考えております。その観点から第4章 飯田橋・富士見地域「軸別方針dエリア回遊軸」(140p)において、ご提案いただいた事項につながるような大神宮通りや早稲田通りの方針を記載しております。	在住者	飯田橋・富士見地域
40	4	神保町地域	大学が集積し、神保町では古書店が集積してきた。小規模敷地では単独での建替えが困難である。家賃を下げて採算が確保できる共同建替えのインセンティブによって、商業機能を継承できるようにまちづくりの中で誘導して欲しい。	ご指摘のとおり、首都東京の中でも個性ある界隈を形成してきた古書店等をはじめ、地域の中小建物の老朽化が進行していることや個別の建替えが難しいことは重要な課題として認識しております。その観点から、界隈性を継承しながら機能更新を進めることを第4章 神保町地域「継承と進化の方向性」(147p)で示し、「地区別方針⑤⑥」(150p・151p)において、賑わいや個性ある通りの雰囲気や趣きを途切れさせないよう定めております。具体のご提案については、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。	在住者	神保町地域
41	4	神保町地域	商店街にある建物の建替えにあたって、駐車場附置義務の緩和の働きかけを行って欲しい。	駐車場附置義務が建物の建て替えの障害になることや、通りの雰囲気や店先の空間、歩行空間を途切れさせる要因となることは、千代田区全体に関わる重大な課題として認識しております。そのため、第3章 テーマ4「方針4」(78p)において、駐車場附置義務の地域ルールの検討などを行い、整備の適正化を図ることを定めております。また、神保町地域においては「地区別方針⑤⑥」(150p・151p)において、賑わいや個性ある通りの雰囲気や趣きを途切れさせないことを方針として定めております。	在住者	神保町地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
42	4	神田公園地域	<p>「由緒ある新しい神田」を目指し、神田駅を「高度機能創造・連携拠点」に指定していただきたい。</p> <p>(ウイズ・アフターコロナ時代の活気あるまちとして長く繁栄できる仕組み)</p> <p>①災害対応力と有事におけるひととモノの滞留機能を増強 ②駅周辺の賑わい向上に向けたひとや自転車が優先される歩いて楽しいまちの形成 ③今後の技術革新と連動した交通結節機能の整備・改良 ④効率的な地域エネルギーサービスの整備</p>	<p>ご提案の①～④については、いずれも、神田公園地域や戦略的先導地域のまちづくりとして、重要な取組みであると認識しており、今後、支援や連携のあり方を具体的に検討したいと考えております。神田駅周辺は、拠点内の回遊性の向上や開発などの連携を進めながら、神田らしい下町の歴史と文化、まちの文脈のつながりを感じられる拠点としていく観点から、改定素案においては「まちの魅力再生・創造拠点」としてしております。</p>	利害関係者	神田公園地域
43	4	神田公園地域	<p>内神田二丁目は地価が高く、狭隘な敷地が多く個別建替や、昇降機が設置できない規模の老朽中層建物でのリノベーションによる機能更新は、資金的にも、技術的にも困難である。ウイズ・アフターコロナ時代に柔軟に対応できるように、現行の内神田二丁目地区地区計画において、一定程度の敷地再編による共同化・集約化と、地域の求める機能更新、建替え等を進めたい。戦略的先導地域におけるまちづくり推進の実現に向けて、賑わいを促進する生活支援機能の導入に対してもインセンティブを与えられるような仕組みが導入されるようなメニューの追加等を希望する。</p>	<p>千代田区型地区計画に基づき個別建替を誘導した結果、建物の建替えが一定程度は進んできたものの、課題が残る現状はご指摘のとおりと認識しております。今後、既に指定されている地区計画について、第2章 基本方針1 (p29) で示す住宅の量から「質」への転換を進めることに基づき、神田らしいまちの文脈に沿った機能更新が進むよう、必要に応じて見直しを検討していく必要があると考えております。内神田二丁目地区についても、第4章 神田公園地域「地区別方針②」(161p) に基づくまちづくりの具体化の中で、地域の皆さんとまちのビジョンを共有し、地区計画の見直しの必要性を検討していきたいと考えております。ご意見いただいた具体的な取組みについては、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。</p>	利害関係者	神田公園地域
44	4	神田公園地域	<p>一定程度の敷地再編による共同化・集約化を伴う仕組みづくりにご協力いただきたい。</p> <p>(緑化空間やオープンスペースの創出、建物の耐震化や建替え、効率的なエネルギーの面的利用、味わいある路地を活かした機能更新、その他の路地の広場・緑地等への付け替え)</p>	<p>第2章 (30p) において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、大規模再開発や大街区化なども含め、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。具体のご提案については、担当する部署と情報を共有するとともに、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。</p>	利害関係者	神田公園地域
45	4	神田公園地域	<p>世界をリードする都市：東京にあって、グローバルで国際競争力に優れた人材がこの神田で育てられている。神田で学び、生活してきた人材を核として、観光客を含めた多様な人材を呼びこみ、交流が生まれ、またここで学び育った若い方々が、交通利便性の高い神田のまちに戻って生活したくなるような仕組みづくり、あるいは教育機能の更新が円滑にできる仕組み、グローバル教育などの面での魅力を発信する仕組みづくりを希望する。</p>	<p>ご提案のような神田駅周辺におけるグローバルな学びと人材育成、交流の機能は、まちの魅力再生・創造拠点としてまちを形成していくあたって大きな価値となるものと考えております。周辺の神田らしいまちの文脈を感じられる区域とともに、エリア全体のまちづくりの中で調和を図りながら、第4章 神田公園地域「継承と進化の方向性」(159p) や地区別方針・軸別方針に基づき、地域の合意形成のうえ具体化していきたいと考えております。</p>	利害関係者	神田公園地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
46	4	神田公園地域	古くから本のまちで印刷所や製本所が多く、その社員が数多く住み、活気でみなぎっていた。千代田区全体では人口が回復しているが、昔からの商店は閉店し、住人も自力での建替えができず、やむなく自宅や職場のある持ちビルを売ってまちを出ていってしまう。ところどころに空きビル、空き地が点在して防犯上、衛生上も危ない。まちを汚したりすることを抑制するコミュニケーションがかつてあった。企業とコミュニケーションをとって協力しながら、今の時代にあった方法でまちに新しい空気をつくっていくことが重要である。	ご指摘の問題については、第4章 神田公園地域（159p）において、神田らしさの希薄化の懸念を踏まえて、ひとのつながりやコミュニティの力を強めていくことの重要性を認識しております。これを受けて、地区別方針・軸別方針（160～164p）に基づくまちづくりを具体化していきたいと考えております。また、町会や企業をはじめ、地域の多様なひとがコミュニケーションを図り、ご提示いただいたような地域の課題を解決していくために、第5章の「1 都心の力を創造的に活かす協働のまちづくり」（204p）の方針に基づき、多様な力を活かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。	在住者	神田公園地域
47	4	神田公園地域	神田錦町を重要な都市計画拠点に位置づけていただきたい。四つの道路で区切られた街区を大街区化して、広場をつくったり、オープンスペース、活性化の核となる空間、歩行者ネットワークの形成、回遊性の強化、人道橋や水辺の歩行者空間の整備などを進められたら、まちもハードソフト両面で活性化できる。	第2章（40p）において、「戦略的先導地域」のひとつとして神田駅周辺～神田錦町一帯を位置づけています。神田錦町や神田警察通り沿道は、大手町や神田駅周辺、神保町駅周辺などと連携して、次世代の都心生活を豊かにする魅力・価値を創造するまちづくりを牽引していく地域と考えております。これを受けた第4章 神田公園地域「地区別方針④」（162p）、「軸別方針c」（164p）に基づき、神田錦町や神田警察通り沿道において、次世代の都心生活を豊かにする魅力・価値を創造するまちづくりが展開できるよう検討してまいります。また、ご提案の大街区化や取組みについては、今後、地域の皆さんと神田らしいまちのビジョンを共有する中で、地域課題に照らした制度活用や取組みの必要性を検討・確認し、具体化していくものと考えております。	在住者	神田公園地域
48	4	神田公園地域	大規模再開発によりまちを活性化させていきたい。（大街区化）	第2章（28p）において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、大規模再開発や大街区化も含め、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。	在住者	神田公園地域
49	4	神田公園地域	「起業のまち、神田錦町」というまちのブランドイメージを定着させていきたい。（地域コミュニティとの触媒となる人材・企業の誘致、ソフトの充実、学校と町会のコミュニケーションの場）	ご提案のように神田公園地域は、第4章 神田公園地域「まちの将来像（未来・世界へとつながる）」（153p）の一要素として示しているとおり、新しいビジネスや活動が生まれるまちを目指すこととしています。また、「継承と進化の方向性」（159p）で多様なひとが交流し、クリエイティブな活動の連携が進む土壌づくりを重視しています。まちのブランドに関する具体的なご提案については、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。	在住者	神田公園地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
50	4	神田公園地域	大手町の賑わいを神田に引き込み、活性化させたい。(高速道路をまたぐ遊歩道や地下鉄「竹橋」駅の出口を延長)	大手町から神田の賑わいのつながりについては、第2章(34p)の骨格構造でエリア回遊軸として位置づけているように、重要なものとして認識しております。また、第4章 神田公園地域「継承と進化の方向性」(159p)でも記載しているように、大手町～神田一帯の歩いて楽しいネットワークの形成を念頭において、地区別・軸別方針を展開しています。(162p・164p)	在住者	神田公園地域
51	4	神田公園地域	将来の地域の担い手となるファミリー層を増やす施策の実施を急いで欲しい。子どもを育て、神田錦町が故郷となる地域にしていきたい。	神田公園地域は30～39歳の人口が増加傾向にありますが、単独世帯数の割合が高く、ご指摘のとおりファミリー層の定住について課題があります。ファミリー層の定住を進めるため、第4章 神田公園地域「継承と進化の方向性」(159p)でお示ししているように、生活利便性の向上とともに、コミュニティの活性化、多様なひとの交流などが重要と考えており、これを受けて、「地区別方針④」(162p)を定めております。	在住者	神田公園地域
52	4	神田公園地域	神田錦町には多くの人が集まれる公園が少ない。新たな賑わいや交流を育む拠点性の向上、周辺環境との調和など、次世代の都心生活を豊かにする魅力・価値の創造を牽引するまちづくりが求められている。(子どもたちが遊べ、神田祭の神酒所、避難所として活用できる公園、コミュニティや賑わいの回復など)	神田公園地域においては、ご指摘のように身近な緑や空地などの不足が課題と認識しております。そのため、第4章 神田公園地域「継承と進化の方向性」(159p)において、居心地のよい高質な空間と緑の創出やエリアの防災を支える拠点整備などをお示しし、これを受けて地区別方針(161p・162p)を定めております。具体のご提案については、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。	在住者	神田公園地域
53	4	神田公園地域	神田駅周辺の再開発計画で企業・商店・住民をまとめて調和のとれたまちづくりを期待する。(緑不足の解消やスペースの確保)	ご意見のとおり、神田駅周辺には緑やゆとりある空間の創出が重要と考えております。そのため、第4章 神田公園地域「地区別方針②」(161p)において、周辺街区と連携・協調し、まちの顔となる駅前空間・滞留空間と緑の創出を進めていくことを定めております。その実現に向けては、第2章(28p)において示している都市・まち・エリアのトータルなデザインの考え方のもと、大規模再開発や大街区化も含め、多様な選択肢から地域にとってふさわしい手法を選択して、多くのひとの共感が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。	在住者	神田公園地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
54	4	神田公園地域	駿河台下において、我々の建物が原因で道路が封鎖されるようなことは避けたい。商店街を中心に地元主導のイベントを行い、小川町、御茶ノ水を大切に思うひと、学生時代を過ごしたひとが集い、まちの魅力を発信している。飲食店、古書店、スポーツ店、楽器店もコロナで壊滅的なダメージを受けている。建物が古く修繕が必要なところも数多くあり、そういう状況では修繕すら難しい状況である。駿河台下のまちの安全安心を実現し、魅力あるまちの結節点として、歩いて楽しめるまちのランドマークを実現できる再開発を実現するため、千代田区の一層の支援をお願いする。	ご懸念の建物の耐震化や建替えに関して、神田公園地域においては、第4章 神田公園地域「継承と進化の方向性」(159p)において記載しているように、重要な課題と認識しております。 駿河台下のまちについては、古書店街やスポーツ用品店街、楽器店街などとの連携を視野に入れて、「地区別方針③」(162p)において、活気と賑わい、ふれあいのあるまちづくりを進めることを定めております。また、主体的・積極的に検討・協議を行っている地域が活動を広げていけるよう、第5章 地域まちづくりの推進(205p)の考え方のもとマネジメントの手法の確立に向けた検討やプラットフォームづくりを進めていきたいと考えております。	区内事業所	神田公園地域
55	4	万世橋地域	再開発について地権者や住民は不安を感じている。中層・中高層の方針が定められているが、商業・再開発優先のまちづくりになるのではないかと。 地区別方針②外神田二丁目は、比較的新しい戸建て住宅や5階程度以下の集合住宅がある。中高層の建物が乱立することとなっては日も当たらなくなり、非常に住みにくくなる。 (昔から居住する区民に配慮した計画) (神田明神周辺は高層化ではなく、環境に配慮したまちにすべきである)	ご懸念のように長くお住まいの方が住み続けにくくなるようなことのないよう、神田明神を象徴的な核として活かし、住商併用の住宅と業務施設が調和した活気あるまち、居住環境と調和した賑わいのあるまちを形成することを第4章 万世橋地域「地区別方針②」(173p)において定めております。	在住者	万世橋地域
56	4	万世橋地域	地区別方針③外神田一・三・四丁目について新旧の文化を融合させたまちづくりを行うとさらによいのではないかと。(次世代のアートカルチャー、先進技術×昔ながらの電気の街の文化)	ご指摘のとおり、これまで育まれてきた電気街の文化は、今後の秋葉原の魅力・価値の中でも重要な要素であり、次世代のアートやカルチャー、先端技術と互いに触れ合い、ともに進化していくものと考えております。この観点が明確に伝わるよう、記述について修正します。	在住者	万世橋地域
57	4	万世橋地域	魅力ある秋葉原周辺のまちづくりが進んでいくことを期待する。(広場の整備、治安の改善、電気街やサブカルチャーが融合した世界の秋葉原、神田川の貴重な水辺資源を活かせる場所)	第4章 万世橋地域「継承と進化の方向性」(171p)、「3 まちづくりの方針」(172～176p)に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。	利害関係者	万世橋地域
58	4	万世橋地域	再開発やまちづくりにおいて共感ということが重要であることを実感している。改定素案は、皇居を中心に政治、経済、行政、そして居住地を抱える「首都のまちづくりはかくあるべし」ということが表現されていると感じる。まちづくりの理念においては、準備組合でも日頃から考えていることを具現化したものと考えている。また、インバウンド誘致にも期待している。	第2章(28p)でお示ししている「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」の考え方や、第4章 万世橋地域「継承と進化の方向性」(171p)、「3 まちづくりの方針」(172～176p)に対する賛同のご意見として受け止めさせていただきます。	利害関係者	万世橋地域

NO	意見箇所		意見の概要	対応の方向性	提出者・意見者属性	
	章	項目			区分	居住地域
59	4	万世橋地域	雑然としたまちの感じが好きだが、安全安心との両立を図って欲しい。 (治安、緊急輸送道路としての沿道の耐震化など)	ご意見のような万世橋地域のまちの雑然とした魅力は、中・小規模のビルを土壌として育まれた文化によるところが大きいと考えております。そのため、耐震化を含むリノベーション等や下町の界隈性と調和した機能更新などを進め、建物の安全性を高めしていくことが重要であると考えております。そのような観点から、リノベーションと機能更新などを進めることを第4章 万世橋地域「継承と進化の方向性」(171p)において示し、これに基づいて地区別方針を定めております。 治安についても、まちを支える不可欠な要素であるとともに、国際的な観光拠点としての位置づけからも重要な観点になると認識しております。秋葉原地域におけるエリアマネジメントにおける主要な課題として取り組んでまいりましたが、本素案においても、まちのアメニティ向上を図っていくことを「継承と進化の方向性」(171p)において示し、これに基づいて地区別方針を定めております。	利害関係者	万世橋地域
60	4	万世橋地域	神田川の水辺空間がうまく活かされていない。水質改善を進めて秋葉原がもつコンテンツのひとつに加えられるのではないかと。	ご指摘のとおり、神田川の水辺空間の重要性を認識しております。そのため神田川の水辺を軸にまちのアメニティを向上させていくことを第4章 万世橋地域「継承と進化の方向性」(171p)として示しています。「軸別方針a 環境創造軸(神田川沿い)」(176p)においても、親水性と水質の向上を図っていくことを定めております。	利害関係者	万世橋地域
61	4	和泉橋地域	和泉橋地域は、事務所数、会社が減る中で人口が徐々に増え、ファミリー層が3倍に増えている。岩本町地域は高齢化、相続等による住民の減少が見られ、コミュニティが存続しなくなる可能性がある。再開発による高層ビル・マンションの増加もあり、老朽化ビルの売却による簡易宿泊所の増加も見られる。岩本町地区は、都心開発のトライアングルと言える。圧倒的な交通至便性で秋葉原・丸の内の再開発地区に近接している。また日本橋や常盤橋プロジェクトも徒歩圏内である。	ご指摘のとおり、人口増加や和泉橋地域の現状や特性については認識しており、第4章 和泉橋地域「継承と進化の方向性」(183p)においても記載させていただいております。そのうえで、大手町や秋葉原駅周辺、神田駅周辺、日本橋、馬喰町、東日本橋などの個性ある界隈との近接性と、地域で受け継がれてきた下町の魅力を活かしたまちづくりを進められるように、地区別の方針を定めております。	在住者	和泉橋地域
62	4	和泉橋地域	岩本町・和泉橋地区には「問屋街」は既にほとんど存在していない。マンションの価格帯からも明らかなように、もはや「下町」ではない。常盤橋、神田明神、柳森神社など江戸文化の伝統が含まれた地域であり、洗練されたシティライフを楽しめる職住近接の都心の居住ゾーンとして、新しいファミリー層、高所得の単身者の居住を促進することで、新たなコミュニティの再生を図ることが必要である。高所得の単身層とファミリー層に地域のコミュニティに参加してもらい、新たなコミュニティを再生しながらまちづくりを進めていただきたい。	ご指摘のように和泉橋地域では、「問屋街」としての事業所の集積は希薄になっていると認識しております。一方、第4章 和泉橋地域「まちの将来像」(177p)や「継承と進化の方向性」(183p)でも記載しているように、江戸からのまちの成り立ちや下町として育まれてきた歴史・文化は、今後も地域で共有すべき重要な要素と考えております。このような認識のもと、ご意見のような豊かな都心生活やコミュニティを創造していくまちとして、地区別方針・軸別方針を定めております。 また、ご指摘のとおり常盤橋街区や日本橋など大きな開発エリアに隣接しており、徒歩圏で高度で多様な都市機能を楽しむことができるエリアとしてポテンシャルが高まるものと認識しており、ご意見はこれからの地域別まちづくりの推進に向けて参考にさせていただきます。	在住者	和泉橋地域